

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立各種学校の設置認可			根拠条項	第134条		
審査基準	<p>私立各種学校の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p> <p>第1 私立各種学校の設置認可 私立各種学校の設置認可については、次の基準により審査する。</p> <p>1 設置者について 各種学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（準学校法人を含む）とするが、当該各種学校の専門分野によっては、その他の法人又は個人でも設置者として認めるものとする。</p> <p>2 学校の名称について 各種学校の名称は、県内の既存の学校（大学・短期大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校・各種学校）と同一若しくは紛らわしいものであってはならない。</p> <p>3 校長の資格について 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号、以下「規程」という。）第7条に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次の各号に掲げる職又は業務の1又は2以上を通算して5年以上従事した者をいう。 学校教育法（昭和22年法律第26号、以下「法」という。）第1条、第124条又は第134条に規定する学校の長の職 前号に掲げる学校の教員又は事務職員の職 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職 前各号のほか、知事が適当と認める業務</p>						
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立各種学校の設置認可			根拠条項	第134条		
審査基準	<p>4 教員の数について 各種学校の教員数は、特殊な教科を除き、生徒数40人を超えるごとに1人を増加するものとし、教員の半数以上は、専任とする。</p> <p>5 教員の資格について 規程第8条第2項に規定する「その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有するもの」とは、特殊な教科を担当するものを除き、次の各号に掲げる者をいう。 教職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を有する者。 旧制中学校又は新制高等学校以上の卒業生（特別の理由があると認められる場合にあっては、当分の間、これらと同等の学力を有する者で、その教科について相当の学識経験を有すると認められる者）。</p> <p>6 職員について 各種学校には、相当数の事務職員を置くものとする。</p> <p>7 施設及び設備について (1) 教育上必要な施設及び設備は、開校時まで支障のないように整備されていなければならない。 また、施設及び設備を年次計画で整備するときは、当該学校の教育上支障のない年次計画により整備されなければならない。 (2) 校地・校舎等の施設は、負担付き（担保に供されている等）又は借用のものであってはならない。ただし、次に掲げる場合で、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。 所有する校地・校舎等の施設が、日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入に伴う負担付きであり、負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものである場合 借用する校地・校舎等の施設が、国又は地方公共団体の所有地（物）で、20年以上使用できる保証がある場合 借用する校地・校舎等の施設が、民間の所有地（物）で、20年以上使用できる保証があり、校地・校舎を自己所有している場合と同等の学校経営の安定性・継続性が確認できる場合</p>						
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立各種学校の設置認可			根拠条項	第134条		
審査基準	<p>(3) 設備は、借用のものであってはならない。ただし、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 施設及び設備は、履修の形態等による特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p> <p>8 生徒定数について 準学校法人の設置する各種学校の生徒定数は、原則として80人以上でなければならない。</p> <p>9 資金等について</p> <p>(1) 各種学校の施設及び設備の取得に係る資金は、当該各種学校設置者の自己資金を原則とし、かつ、申請時において、当該資金が収納されていることを原則とする。 ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが确实と認められる場合で、かつ、次の条件を満たす場合においては、当該資金の合計額の3分の1を限度として借入金を認める。 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関が行う貸付又は融資による負債であること。 負債に係る償還計画が適正かつ実行可能なものであること。</p> <p>(2) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該各種学校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていなければならない。</p> <p>(3) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。</p> <p>(4) 設置経費の財源に充てる寄附金については、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては算入しないものとする。</p> <p>(5) 設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、各種学校を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。なお、この場合において、9(3)及び(4)を準用する。</p> <p>(6) 各種学校の完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として、借入金を充ててはならない。</p>						
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号		
許認可等の種類	私立各種学校の設置認可			根拠条項	第134条		
審査基準	<p>10 経営について 各種学校の設置者は、学校経営が営利的ではなく、次の各号に適合するよう経営を行わなければならない。 学校法人会計基準に準じて会計処理されていること。 各種学校教育以外の事業を行う場合には、経理・経営が明確に区分されていること。</p> <p>第2 私立各種学校の収容定員の変更に係る学則変更認可</p> <p>1 私立各種学校の収容定員の変更に係る学則変更の認可に当たっては、学校教育法施行規則第190条において準用する同法施行規則第5条に基づき提出された書類について、その内容が適正なものとなっているかを十分調査するとともに、収容定員の変更が教育の目的を達成するために有益かつ適切なものであるかを、学校運営及び学校教育に及ぼす影響等に配慮し、総合的に判断する。</p> <p>2 なお、施設及び設備等についての審査の基準については、第1（学校の設置認可）を準用する。</p>						
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間 90 日 標準経由期間 日